

# 外国人技能実習制度関係者養成講習

申込方法：(公社) 全国労働基準関係団体連合会のホームページをご覧ください。

[申込ページ→](#)



講座名	技能実習責任者講習	技能実習指導員講習	生活指導員講習
開催日	令和8年8月5日(水)	令和8年8月6日(木)	令和8年8月7日(金)
申込受付開始日時	令和8年6月9日(火) 15:00		
申込締切日	令和8年7月13日(月) 15:00		
振込締切日	令和8年7月14日(火)		
講習時間等	受付	8:30	
	開始～終了	8:55～16:40	8:55～16:20
定員	28人		
受講料 (消費税込・ 送料込)	13,200円	12,100円	11,000円

## 【講習会場】 林業ビル 8階中教室 広島県広島市中区上八丁堀 8-23

- ・ JR山陽本線 広島駅から車で約5分 徒歩約15分
- ・ 車でお越しの場合、会場に駐車場はございません。近隣の有料駐車場をご利用ください。

●外国人技能実習法(2017年11月1日施行)では、

- ・ 監理団体において監理事業を行う事業所ごとに選任することとなっている **監理責任者**、
- ・ 監理団体が監理事業を適切に運営するために設置することとなっている **指定外部役員** 又は **外部監査人**、
- ・ 実習実施者において技能実習を行わせる事業所ごとに選任することとなっている **技能実習責任者**、

について、いずれも3年ごとに、養成講習を受講しなければならないと定められています。

●監理団体の **監理責任者以外の監査を担当する職員**、また実習実施者における **技能実習指導員** 及び **生活指導員** については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、これらの者についても、養成講習を受講することが望ましいとされています。

特に、これらの者に対し3年ごとに養成講習を受講させることが、優良な監理団体又は優良な実習実施者と判断する要件の1つとなっています。

●(公社)広島県労働基準協会では、(公社)全国労働基準関係団体連合会(全基連)に協力して、上記のとおり養成講習を開催いたしますので、外国人技能実習生を雇用する事業場においては、**技能実習責任者**、**技能実習指導員**、**生活指導員**の各講習を受講していただきますようご案内いたします。監理団体においては、監理責任者等講習についてオンラインによる受講をご検討ください。

## NEW 【育成就労制度関係者養成講習のお知らせ】

令和9年4月1日から**育成就労制度**が始まります。

育成就労責任者、育成就労指導員、生活相談員、全て養成講習受講が義務となります。

[概要ページ→](#)

